

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県文化財保護審議会条例	公 布 日	昭和51年3月29日
条 例 番 号	昭和51年三重県条例第7号	直 近 改 正 日	平成17年3月28日
所管部局課	教育委員会事務局社会教育・文化財保護課	電 話 番 号	059-224-3328
条例の概要	教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査・審議し、及びこれらの事項について建議を行う三重県文化財保護審議会の設置及び運営について定めるものである。	条例の 類型	委任型
視 点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	文化財保護法第190条の規定により、文化財保護審議会の設置及び運営については、条例で定めることが必要であり、県にとって重要な文化財の指定等に関し多様な意見を反映するための審議会は、現在でも妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	三重県文化財保護条例の規定により、県登録文化財の指定等については本審議会への諮問を必須としているところであり、また、文化財の保存及び活用に関する重要事項について、幅広く意見を聴くための組織として、今後も公的な関与を行っていく必要がある。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	文化財保護法第190条の規定により、文化財保護審議会の設置及び運営については、条例で定めることが必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	文化財保護法第190条
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	文化財保護法第190条の規定により、文化財保護審議会の設置及び運営については、条例で定めることが必要であり、一部でも廃止した場合、法の規定に違反するおそれがある。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	文化財保護法第190条の規定により、文化財保護審議会の設置及び運営については、条例で定めることが必要であり、一部でも廃止した場合、法の規定に違反するおそれがある。
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	

公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい			
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい			
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい			
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点検・見直し結果		理	由	特	記
	改正・ 廃止の 必要は ない	現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要はないと考える。		事	項
				見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
				無	無